

地域公共交通計画（旧 生活交通確保維持改善計画）（案）について

1 はじめに

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段として、地域公共交通の確保・維持・改善に関する事業について定め、国がその事業に対して支援をするものである。

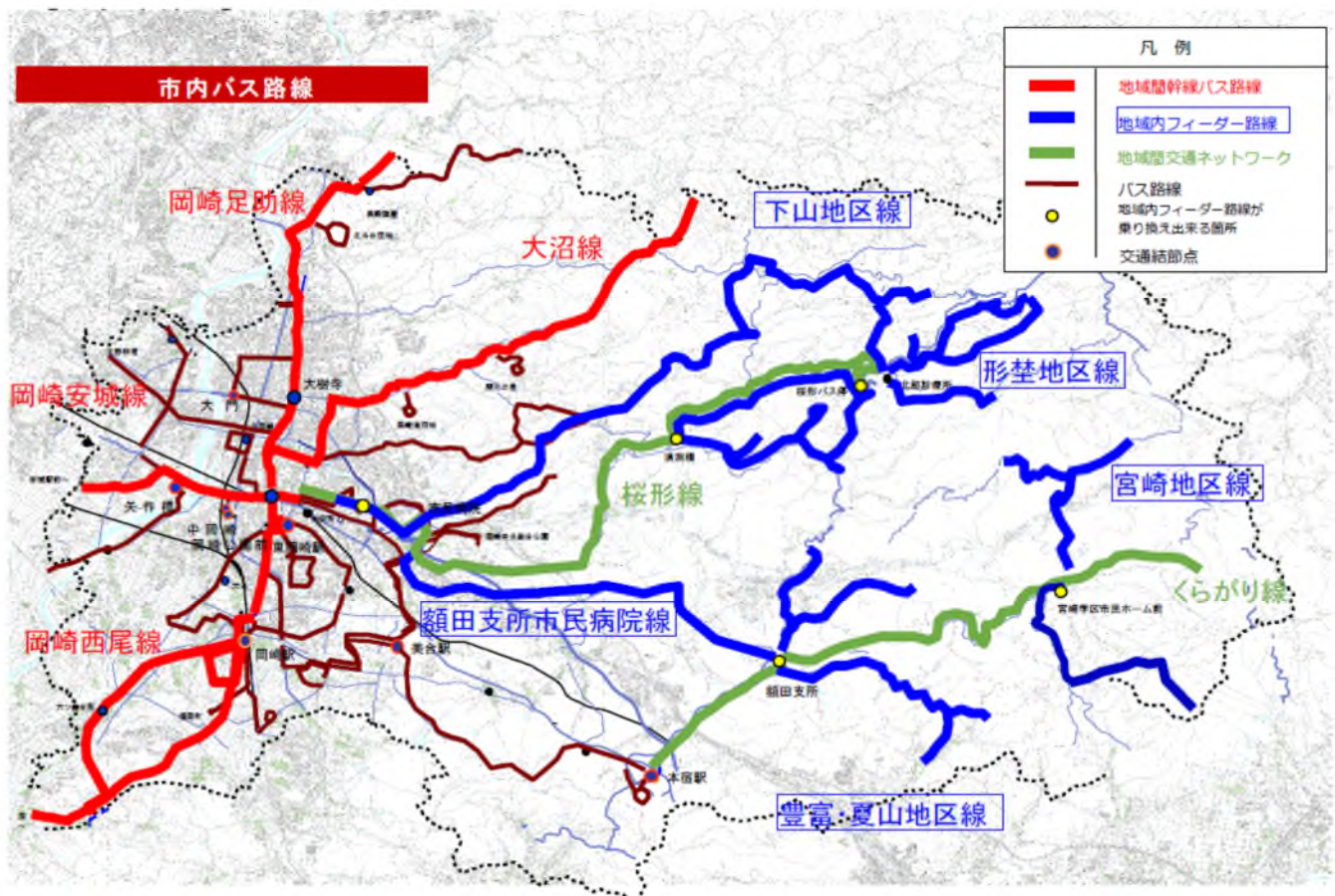
この事業支援には、地域間交通ネットワークの支援（地域間幹線系統補助）と、当該路線と接続、または、山村振興法に基づき指定された振興山村（額田地域全域）を沿線に含む地域内のバス交通・デマンド交通の運行についての支援（地域内フィーダー系統補助）があり、支援を受けるためには地域公共交通計画の本体に位置付ける事項以外は毎年「別紙」として提出する必要とがあるため、令和7年度の地域内フィーダー系統の計画「別紙」について協議する。

2 補助対象事業及び補助対象路線

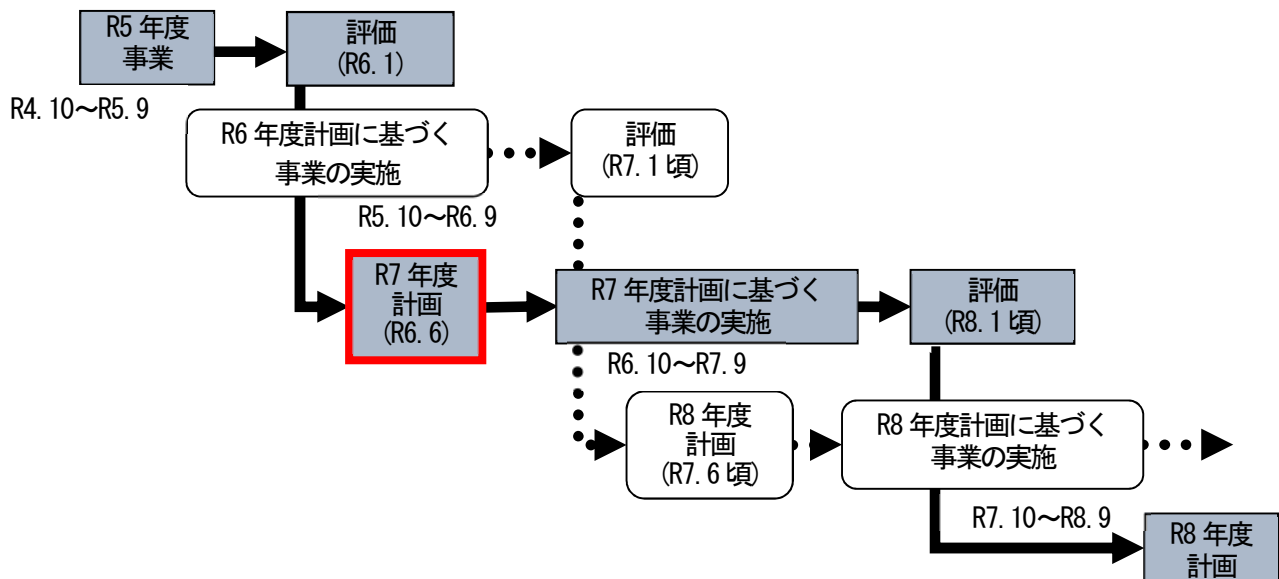
地域公共交通確保維持事業の区分	補助対象事業	補助対象路線	生活交通確保維持改善計画の策定主体
地域間幹線系統確保維持事業	地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保維持事業	大沼線、岡崎西尾線、岡崎足助線、岡崎安城線	愛知県公共交通協議会
地域内フィーダー系統確保維持事業	山村振興法に基づき指定された振興山村（額田地域全域）を沿線に含む地域間交通ネットワークと接続する地域内交通の確保維持事業	額田支所市民病院線、下山地区線、形埜地区線、宮崎地区線、豊富・夏山地区線	岡崎市 （岡崎市地域公共交通会議にて協議）

※「桜形線」及び「くらがり線」は、山村振興法に基づき指定された振興山村を沿線に含む地域間交通ネットワークである。

【対象路線図】



3 地域内フィーダー系統確保維持事業の流れ



4 「別紙」における協議事項（「別紙」本体は資料4-3を参照）

(1) 事業	地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）
(2) 期間	令和6年10月1日～令和7年9月30日
(3) 「別紙」策定に係る協議事項	令和5年度事業の評価をもとに目標値及び目標を達成するための施策等について設定 (1) 目標値 【令和7年度以降の設定方法】 岡崎市地域公共交通計画においてはコロナ禍前の利用者数への回復を目指すとしているが、地域内フィーダー系統においては額田地域の人口減少を加味したうえで、利用率を0.01%上昇させることにより、利用者数の維持を図る。 ●年間目標利用者数 ＝前年度人口×額田地域の想定人口下落率×利用率×運行日数 ※利用率は令和5年度実績を基に、毎年0.01%を加算する 【参考 令和6年度計画までの目標値】 ① 利用者数の1%増（地域間幹線系統の生産性向上の効果目標に順じて設定） ② 利用率（＝日利用者数／沿線人口×100）の維持（人口減少も加味するため設定） (2) 目標達成のための施策（及び実施主体） ・ <u>地域ニーズに対応した路線・運行形態等の見直し（岡崎市地域公共交通会議・額田地域生活交通協議会）</u> ・ <u>地域住民による利用促進（額田地域生活交通協議会）</u> ・ 公共交通マップの製作及び配布（岡崎市地域公共交通会議） ・ 小中学生を対象にした公共交通・交通安全教室の実施（岡崎市地域公共交通会議） ・ 高齢者向け出前講座の実施（岡崎市地域公共交通会議）